吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

神戸市長田区浜添通四丁目 1 番 21 号
三 ツ 星 ベ ル ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長　 垣 内　 一

当社は、当社の 100%子会社である株式会社星和総合研究所（以下「星和総研」といいます。）との間で、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、星和総研を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行いました。本件合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1．本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2020 年 4 月 1 日

2．吸収合併消滅会社における事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
（1）本件合併をやめることの請求に係る手続の経過
星和総研は当社の 100%子会社であったため、会社法第 784 条の 2 に基づく株主からの本件合併をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。
（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過
星和総研は当社の 100%子会社であったため、会社法第 785 条に基づく反対株主の株式買取請求の手続について、該当事項はありません。
（3）新株予約権買取請求に係る手続の経過
星和総研は当社の 100%子会社であったため、会社法第 787 条に基づく反対株主の株式買取請求の手続について、該当事項はありません。
（4）債権者異議手続の経過
星和総研は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 28 日付の官報において、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対し本件合併に関する異議申述の公告を行うとともに、知れたる債権者に対して各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
（1）本件合併をやめることの請求に係る手続の経過
本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。
（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過
本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。
（3）債権者異議手続の経過
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 28 日付の官報及び電子公告において、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対し本件合併に関する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件合併の効力発生日をもって、星和総研の資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5．会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

【別紙】のとおりです。

6．吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2020年4月1日（予定）

7．上記に掲げるもののほか、本件合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

（1）本件合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併であるため、当社は株主総会の決議による吸収合併契約の承認を得ておりません。

（2）本件合併は、会社法第784条第1項本文の規定に基づく略式合併であるため、星和総研は株主総会の決議による吸収合併契約の承認を得ておりません。

（3）本件合併により当社の資本金及び準備金は増加しておりません。

以　上

【別紙】吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2020 年 2 月 28 日

神戸市長田区浜添通四丁目 1 番 21 号
株 式 会 社 星 和 総 合 研 究 所
代 表 取 締 役 社 長　池 田　浩

当社と当社の親会社である三ツ星ベルト株式会社（以下「三ツ星ベルト」といいます。）は、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、三ツ星ベルトを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うこととといたしました。本件合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）
【別紙 1】のとおりです。

2．合併対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）
当社は、三ツ星ベルトの 100%子会社であり、三ツ星ベルトが当社の発行済株式の全部を保有しているため、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行われません。これにより、会社法第 749 条第 1 項第 2 項及び第 3 項に掲げる事項についての定めの無いことが相当であると判断いたします。

3．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）
合併対価の交付がないため、該当事項はありません。

4．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項）
該当事項はありません。

5．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）
（1）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
【別紙 2】のとおりです。
（2）吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
本件合併以外に、該当事項はありません。
（3）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
本件合併以外に、該当事項はありません。

6．吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）
本件合併の効力発生日以後の三ツ星ベルトの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。本件合併後の同社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における同社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

【別紙１】吸収合併契約書の内容

吸収合併契約書

三ツ星ベルト株式会社（以下、甲という）と 株式会社星和総合研究所（以下、乙という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（吸収合併）

甲および乙は合併して、次のとおり、甲は存続し、乙は解散するものとする。

(1) 吸収合併存続会社

（商号） 三ツ星ベルト株式会社

（住所） 神戸市長田区浜添通四丁目1番21号

(2) 吸収合併消滅会社

（商号） 株式会社星和総合研究所

（住所） 神戸市長田区浜添通四丁目1番21号

第2条（効力発生日）

この合併の効力発生日（以下、効力発生日という）は、2020年4月1日とする。

ただし、この日までに吸収合併に関して必要な手続きが終了しない場合、その他やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議のうえ当該効力発生日を変更することができる。

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付を行わないものとする。

第4条（甲の資本金および準備金の額等）

この合併により、甲の資本金および資本準備金等の額は増加しないものとする。

第5条（合併承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その財産の管理および業務の運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、予め甲乙協議・合意のうえ、これを行うものとする。

第7条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、吸収合併消滅会社である乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（合併条件の変更等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じた場合、甲乙協議のうえ吸収合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

本契約は、甲乙それぞれの適法な機関決定による承認が得られない場合、その効力を失うものとする。

第10条（協議・解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じたときは、本契約の趣旨に基づいて、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2020年2月10日



甲　神戸市長田区浜添通四丁目1番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長　垣内　一

乙　神戸市長田区浜添通四丁目1番21号
株式会社星和総合研究所
代表取締役社長　池田　浩

【別紙２】最終事業年度に係る計算書類等の内容

添付書類

事業報告（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年初より国内企業収益の堅調さを背景に設備投資の増加や雇用情勢の改善などにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、世界経済も米国を中心に総じて拡大基調で推移いたしましたが、年度後半に入り、米中貿易摩擦の影響が徐々に顕在化しはじめ、加えて中国経済の景気減速等により、世界経済全般に変調をきたしました。これらの影響に伴い、国内景気も徐々に減速感が高まっており、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは販売活動並びに生産体制の強化を図るとともに、経営の効率化と一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高72,002百万円（前連結会計年度比3.5％増）、営業利益8,127百万円（前連結会計年度比3.6％減）、経常利益8,945百万円（前連結会計年度比1.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,157百万円（前連結会計年度比1.5％減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車用ベルトは、組み込みライン用の売上高は前連結会計年度並みとなりましたが、補修用ベルトは車検交換需要の低下により、全体では売上高が減少しました。

一般産業用ベルトは、主要ユーザの生産が年度後半から減少したことなどから、売上高は微減となりました。また、ＯＡ機器用ベルトはユーザの中国市場向け機種の減少影響などから、売上高は減少しました。

一方、搬送ベルトは食品業界や物流業界向けの売上高が好調に推移するとともに、合成樹脂素材も企業の設備投資による需要増加に伴い売上高が伸長しました。

その結果、当事業の売上高は28,395百万円（前連結会計年度比1.3％増）、営業利益は7,139百万円（前連結会計年度比2.4％減）となりました。

【海外ベルト事業】

自動車用ベルトは、米国では二輪車用の販売が期間を通じて好調であったことに加え、四輪車用の補修市場での拡販により売上高が増加しました。また、欧州では四輪車用の新規需要獲得により売上高が増加しました。アジアでは東南アジアにおいて二輪車用の需要が好調に推移したことなどから、売上高が増加しました。

一般産業用ベルトは、欧州では補修需要が減少したものの、アジアでは補修用の拡販に加え、新規受注の獲得などにより売上高が増加し、全体では増加しました。

ＯＡ機器用ベルトは日系ユーザ向けの販売が低下したことから、売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は32,917百万円（前連結会計年度比2.9％増）、営業利益は3,411百万円（前連結会計年度比0.7％減）となりました。

【建設資材事業】

建築部門は公共や民間の改修工事物件が増加したことから売上高が増加し、土木部門も廃棄物処分場などの大型工事物件を中心に売上高が伸長しました。

その結果、当事業の売上高は5,978百万円（前連結会計年度比23.2％増）、営業利益は247百万円（前連結会計年度比97.8％増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、金属ナノ粒子を応用した新製品、仕入商品等が含まれております。

その他の売上高は4,710百万円（前連結会計年度比0.4％減）、営業利益は179百万円（前連結会計年度比3.6％減）となりました。

（事業別売上高・営業利益）

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	28,395	32,917	5,978	4,710	72,002	－	72,002
営業利益	7,139	3,411	247	179	10,977	△2,849	8,127

（注）1．売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2．営業利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2．設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、ユーザニーズに対応できる供給体制の構築を目的として、ベルト製造設備の増設を行うとともに、試験設備の増強、国内外における老朽化設備の更新など、総額3,259百万円の設備投資を実施いたしました。

また、設備資金として3,900百万円の長期借入を行いました。

3．対処すべき課題

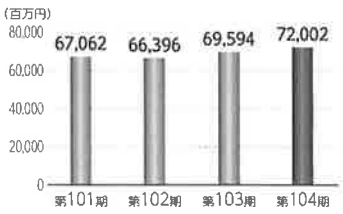
当社グループでは、原材料コストの高騰やアジア諸国での人件費の増加、為替変動の影響など収益の圧迫が懸念されますが、このような状況に対応するため、当社グループ全体で一段と経営の効率化とコスト削減に取り組むとともに、柔軟な生産体制の確立と販売体制の強化並びに強固な財務体質づくりを推進いたします。また、次世代の産業分野のニーズに対応できる「高機能、高精密、高品質な製品づくり」を目指すため、引き続き研究開発体制の強化・充実を図り、業績の確保に努めてまいる所存であります。

４．財産及び損益の状況の推移

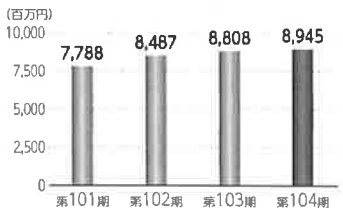
区　　分	第101期 (2016年３月期)	第102期 (2017年３月期)	第103期 (2018年３月期)	第104期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高 (百万円)	67,062	66,396	69,594	72,002
経常利益 (百万円)	7,788	8,487	8,808	8,945
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,691	6,663	6,252	6,157
１株当たり当期純利益	176円71銭	216円29銭	206円65銭	203円50銭
総資産 (百万円)	87,278	89,912	95,802	102,814
純資産 (百万円)	59,750	63,136	68,348	72,419
１株当たり純資産額	1,893円07銭	2,086円41銭	2,258円96銭	2,393円66銭

（注）１．「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
３．2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。第101期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

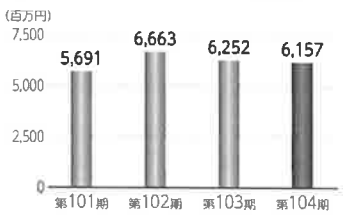
■ 売上高



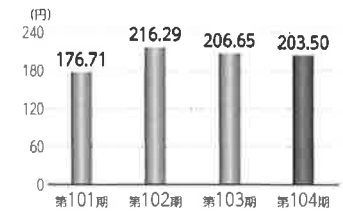
■ 経常利益



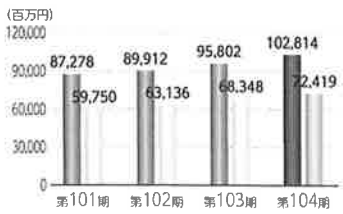
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



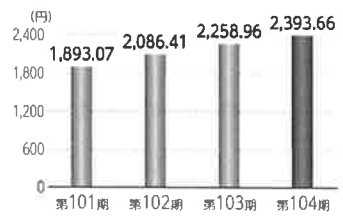
■ １株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



■ １株当たり純資産額



5．重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
		%	
エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション	30,000千 米ドル	100.0	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000千 タイバーツ	直接所有 94.92 間接所有 5.08	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,000千 米ドル	直接所有 68.9 間接所有 31.1	ベルトの製造、販売並びに海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	900,000千 インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000千 米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー	4,184千 ユーロ	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト技研㈱	百万円 400	100.0	生産システムの開発、試作
ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア	3,000千 米ドル	直接所有 99.67 間接所有 0.33	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト販賣㈱	百万円 98	100.0	ベルト、その他ゴム製品及び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

(注) ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシアについては、当社所有株式の一部をピー・ティ セイワ インドネシアに譲渡したことにより、直接所有比率が99.67%になりました。

6．主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、ＯＡ機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
海外ベルト事業	
建設資材事業	建築用防水シート・土木用遮水シート及び関連製品
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、その他

7．主要拠点等（2019年３月31日現在）

当社	本社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営業所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事業所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子会社	国内	・三ツ星ベルト技研㈱（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣㈱（東京都中央区）
	海外	・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8．従業員の状況（2019年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）数
国内ベルト事業	1,144 人	△16 人
海外ベルト事業	2,598	59
建設資材事業	58	2
その他	322	14
全社（共通）	220	20
合計	4,342	79

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

9．主要な借入先（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱三菱UFJ銀行	2,970 百万円
㈱三井住友銀行	1,328
㈱日本政策投資銀行	880

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　130,000,000株

（注）2018年10月１日付で普通株式２株を１株とする株式併合を実施し、これに伴い発行可能株式総数を325,213,000株から130,000,000株に変更しております。

２．発行済株式の総数　　32,604,198株（自己株式 2,349,312株を含む。）

（注）2018年10月１日付で普通株式２株を１株とする株式併合を実施したことにより、発行済株式の総数は前期末（65,208,397株）に比べ32,604,199株減少しております。

３．株　　主　　数（前期末比 232名減）　　4,303名

４．大　　株　　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	3,432 千株	11.34 %
日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,225	4.05
トヨタ自動車㈱	1,177	3.89
㈱三菱UFJ銀行	1,170	3.87
星友持株会	933	3.08
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	776	2.56
三井物産㈱	750	2.48
三菱UFJ信託銀行㈱	686	2.27
大同生命保険㈱	677	2.24
GOVERNMENT OF NORWAY	656	2.17

（注）１．当社は自己株式2,349,312株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
３．上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　3,432千株
日本マスタートラスト信託銀行㈱　1,225千株

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長		西河紀男
代表取締役社長（社長執行役員）		垣内一
取締役（上席常務執行役員）	研究開発本部長、安全環境管理部担当 ㈱神鋼環境ソリューション社外取締役	山口良雄
取締役（上席常務執行役員）	産業資材事業部門技術統括担当兼産業資材特機部長	中嶋正仁
取締役（常務執行役員）	監査部長	小田芳裕
取締役（常務執行役員）	産業資材営業第１事業部長	片山孝
取締役	宇佐美貴史法律事務所所長	宇佐美貴史
取締役	東京大学大学院経済学研究科教授	宮尾龍蔵
監査役（常勤）		黒野正治
監査役		奥島吉雄
監査役	(一財)簡易保険加入者協会理事	橋本正幸
監査役	㈱池田泉州銀行顧問	大久保裕晴

(注) 1．取締役宇佐美貴史及び取締役宮尾龍蔵の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役橋本正幸及び監査役大久保裕晴の両氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役宇佐美貴史及び取締役宮尾龍蔵の両氏、並びに監査役橋本正幸及び監査役大久保裕晴の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	産業資材生産管理センター長	熊野格夫
常務執行役員	三ツ星ベルト技研㈱取締役社長	羽村健
常務執行役員	情報システム部長、名古屋地区担当	佐々木孝
常務執行役員	財務部長兼法務部長	増田健吉
常務執行役員	経営企画室長兼東京総務統括部長	池田浩
常務執行役員	調査企画室長、東京地区担当	森野峰雄
常務執行役員	産業資材管理統括部長	又場敬司
執行役員	ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド 取締役	伊藤辰雄
執行役員	人事部長	倉本信二
執行役員	建設資材事業部長	下村徹
執行役員	スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド取締役社長	熊﨑敏美
執行役員	ピー・ティ セイワ インドネシア取締役社長	石田和利

2．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人員	報酬等の総額
取締役	8名	227百万円
監査役	4名	28百万円
合計	12名	256百万円

（注）上記のうち、社外取締役及び社外監査役（４名）に対する報酬等の総額は24百万円であります。

3．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	宇佐美　貫　史	(1) 取締役会への出席状況　出席率は100%であります。 〔主な活動状況〕 主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	宮　尾　龍　蔵	(1) 取締役会への出席状況　出席率は100%であります。 〔主な活動状況〕 主に経済学者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	橋　本　正　幸	(1) 取締役会への出席状況　出席率は100%であります。 (2) 監査役会への出席状況　出席率は100%であります。 〔主な活動状況〕 主に企業経営における豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	大久保　裕　晴	(1) 取締役会への出席状況　出席率は92.3%であります。 (2) 監査役会への出席状況　出席率は100%であります。 〔主な活動状況〕 主に金融業界における豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅳ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

2．会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	38 百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38 百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
３．海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の内容

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容は、以下のとおりであります。（最終改定　2015年４月28日）

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的に実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

2．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の運用状況の概要
2018年4月1日以降2019年3月31日までの期間の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの役員・従業員が遵守するべきルールとして"三ツ星ベルトグループ行動基準"を定めており、その周知徹底を図るとともに、当社においては、2015年5月1日に社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進してまいりました。2018年度も、同委員会において、2018年度の当社の重大コンプライアンスリスクを特定し、それぞれの重大コンプライアンスリスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大コンプライアンスリスクの決定」及び「各重大コンプライアンスリスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大コンプライアンスリスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2019年度の同委員会を中心とするコンプライアンス推進活動に反映させております。
また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける体制をとり、運用しております。
また、社外の弁護士事務所を窓口とする国内子会社を含む通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置しており、その周知徹底を図ることによって、すべての国内の当社グループの役員又は従業員の法令・定款違反若しくはそのおそれ等について、早期発見と是正による自浄解決を図っております。
反社会的勢力の排除については、不当要求防止責任者を設置するとともに、従来より継続して、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
会社法及び「文書管理規程」等に基づき、全取締役会の議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を行いました。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2015年５月１日に社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進してまいりました。2018年度も、同委員会において、当社の重大リスクを特定し、それぞれの重大リスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大リスクの決定」及び「各重大リスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大リスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2019年度の同委員会を中心とするリスク管理活動に反映させております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来より、執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にしております。

また、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年６月に見直すことにより効率的執行を図っております。また、従来より「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとり、運用しております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。また、監査部は、当社及び当社の子会社について、年間監査計画を作成し、同計画に従い往査を実施しました。また、計画外であっても往査を必要と認めた場合は往査を行いました。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して評価対象を選定し、各社における全社的な内部統制の評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に毎月度経営報告書を提出させることにより、各子会社の損益状況と問題点を当社に報告させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告をさせております。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべきものとしており、かかる規程に沿って運用しております。また、同規程に基づき、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告させております。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の方針に基づき、各子会社は2018年度の各社の損益計画を2018年３月開催の当社取締役会において承認を得た上で、2018年度の経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリングを行っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
常勤監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を選定しております。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。また、補助使用人の人事評価について、監査役の意見を聴取の上考慮されております。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社監査役の取締役会への出席及び社内重要会議への出席、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行っております。
また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告するとともに、当社の監査役からの個別の要請に応じて、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、従業員は、業務執行に関する事項について当社監査役に個別に報告を行っております。
さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を「三ツ星ヘルプライン利用規程」に基づき運用しております。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて、同規程の費用処理の手続に従い、処理しております。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の３者間で意見交換を図っております。

(注) 本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**68,391**	**流動負債**	**19,664**
現金及び預金	34,789	支払手形及び買掛金	9,519
受取手形及び売掛金	15,433	短期借入金	2,325
商品及び製品	12,812	１年内返済予定の長期借入金	1,580
仕掛品	1,809	未払金	1,954
原材料及び貯蔵品	2,928	未払法人税等	867
その他	726	賞与引当金	819
貸倒引当金	△107	その他	2,598
固定資産	**34,423**	**固定負債**	**10,730**
有形固定資産	**21,762**	長期借入金	4,420
建物及び構築物	6,598	繰延税金負債	3,735
機械装置及び運搬具	7,685	退職給付に係る負債	1,585
工具器具及び備品	1,950	役員退職慰労引当金	24
土地	4,268	その他	964
建設仮勘定	1,259	**負債合計**	**30,395**
無形固定資産	**869**	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	798	**株主資本**	**66,654**
その他	70	資本金	8,150
投資その他の資産	**11,791**	資本剰余金	2,111
投資有価証券	10,424	利益剰余金	59,713
繰延税金資産	1,047	自己株式	△3,320
その他	328	**その他の包括利益累計額**	**5,765**
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	5,907
		為替換算調整勘定	27
		退職給付に係る調整累計額	△169
		純資産合計	**72,419**
資産合計	**102,814**	**負債純資産合計**	**102,814**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**72,002**
売上原価		**49,510**
売上総利益		**22,492**
販売費及び一般管理費		**14,364**
営業利益		**8,127**
営業外収益		
受取利息及び配当金	558	
その他	527	**1,085**
営業外費用		
支払利息	19	
その他	247	**267**
経常利益		**8,945**
特別損失		
減損損失	69	**69**
税金等調整前当期純利益		**8,876**
法人税、住民税及び事業税	2,384	
法人税等調整額	334	**2,719**
当期純利益		**6,157**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,157**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日期首残高	8,150	2,111	55,129	△3,315	62,075
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,573		△1,573
親会社株主に帰属する当期純利益			6,157		6,157
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	4,583	△5	4,578
2019年3月31日期末残高	8,150	2,111	59,713	△3,320	66,654

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2018年4月1日期首残高	7,181	△585	△323	6,273	68,348
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,573
親会社株主に帰属する当期純利益					6,157
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,274	612	153	△507	△507
連結会計年度中の変動額合計	△1,274	612	153	△507	4,071
2019年3月31日期末残高	5,907	27	△169	5,765	72,419

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数22社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー、三ツ星ベルト技研㈱、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、三ツ星ベルト販賣㈱、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドであります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれが小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社（ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッド）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	３～10年

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息
③ ヘッジ方針
リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。
④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
① 退職給付に係る会計処理の方法
イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。
ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
ハ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。
③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．表示方法の変更
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（連結貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額　　67,596百万円

2．連結会計年度末満期手形の会計処理

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形　　509百万円　　支払手形　　38百万円

（連結損益計算書関係）

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場　所	用　途	種　類	減損損失
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド）	ベルト製造設備	機械装置等	69百万円

当社グループは、管理上の区分を基準にグルーピングを行っておりますが、上記の資産については、営業活動による収益性が低下し短期的な収益改善が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	65,208,397株	－	32,604,199株	32,604,198株

（注）当社は、2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行ったため、発行済株式の総数が32,604,199株減少しております。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2018年６月28日定時株主総会	普通株式	847百万円	14円	2018年３月31日	2018年６月29日
2018年11月７日取締役会	普通株式	726百万円	12円	2018年９月30日	2018年12月４日

（注）2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。「１株当たり配当額」については、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,089百万円	36円	2019年3月31日	2019年6月28日

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主として、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	34,789	34,789	－
(2) 受取手形及び売掛金	15,433	15,433	－
(3) 投資有価証券	10,278	10,278	－
資　産　計	60,501	60,501	－
(1) 支払手形及び買掛金	9,519	9,519	－
(2) 短期借入金	2,325	2,325	－
(3) 長期借入金	6,000	6,005	5
負　債　計	17,844	17,849	5
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金（１年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債（3）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額95百万円）及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額49百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額	2,393円66銭
２．１株当たり当期純利益	203円50銭

（注）2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益」を算定しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**43,313**	**流動負債**	**27,365**
現金及び預金	20,829	支払手形	1,448
受取手形	2,542	買掛金	10,146
売掛金	14,535	短期借入金	2,303
商品及び製品	2,873	1年内返済予定の長期借入金	1,580
仕掛品	653	未払金	1,382
原材料及び貯蔵品	285	未払費用	574
短期貸付金	953	未払法人税等	347
その他	691	預り金	8,404
貸倒引当金	△51	賞与引当金	391
固定資産	**41,830**	設備関係支払手形	371
有形固定資産	**12,867**	その他	414
建物	4,561	**固定負債**	**7,773**
構築物	243	長期借入金	4,420
機械及び装置	2,540	繰延税金負債	2,572
車両運搬具及び工具器具備品	1,372	その他	780
土地	3,370	**負債合計**	**35,139**
建設仮勘定	779	**純資産の部**	
無形固定資産	**839**	**株主資本**	**44,087**
ソフトウェア仮勘定	798	資本金	8,150
その他	40	資本剰余金	2,037
投資その他の資産	**28,123**	資本準備金	2,037
投資有価証券	10,306	その他資本剰余金	0
関係会社株式	17,459	利益剰余金	37,220
その他	366	その他利益剰余金	37,220
貸倒引当金	△9	価格変動準備金	150
		海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	698
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	34,094
		自己株式	△3,320
		評価・換算差額等	**5,916**
		その他有価証券評価差額金	5,916
		純資産合計	**50,004**
資産合計	**85,143**	**負債純資産合計**	**85,143**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書 (自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**42,688**
売上原価		**34,064**
売上総利益		**8,623**
販売費及び一般管理費		**7,064**
営業利益		**1,558**
営業外収益		
受取利息及び配当金	805	
その他	1,460	**2,265**
営業外費用		
支払利息	70	
その他	489	**559**
経常利益		**3,264**
税引前当期純利益		**3,264**
法人税、住民税及び事業税	756	
法人税等調整額	△27	**729**
当期純利益		**2,535**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					価格変動準備金	海外投資等損失準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
2018年4月1日期首残高	8,150	2,037	－	2,037	150	258	732	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△33	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	△33	－
2019年3月31日期末残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	698	2,019

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2018年4月1日期首残高	33,098	36,258	△3,315	43,130	7,179	7,179	50,309
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	33	－		－			－
剰余金の配当	△1,573	△1,573		△1,573			△1,573
当期純利益	2,535	2,535		2,535			2,535
自己株式の取得			△5	△5			△5
自己株式の処分			0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△1,262	△1,262	△1,262
事業年度中の変動額合計	996	962	△5	957	△1,262	△1,262	△305
2019年3月31日期末残高	34,094	37,220	△3,320	44,087	5,916	5,916	50,004

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）
1．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
・時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの……移動平均法による原価法
(2) デリバティブ……時価法
(3) たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　10～50年
機械装置及び運搬具　　３～９年
(2) 無形固定資産
定額法
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

(3) ヘッジ方針
　リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
　ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
　ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5．完成工事高及び完成工事原価の計上基準
　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

7．表示方法の変更
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用
　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)
1．有形固定資産の減価償却累計額　　34,441百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務
　短期金銭債権　　13,298百万円　　長期金銭債権　　150百万円　　短期金銭債務　　14,341百万円

3．事業年度末満期手形の会計処理
　期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。
　受取手形　　254百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高	売上高	24,761百万円
	仕入高	13,231百万円
	営業取引以外の取引高	81百万円

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	4,694,957株	3,268株	2,348,913株	2,349,312株

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加236株及び単元未満株式の買取りによる増加3,032株であります。
　2．普通株式の自己株式の株式数の減少は、株式併合による減少2,348,818株及び単元未満株式の売渡しによる減少95株であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	143百万円
長期未払金	133
関係会社株式	129
賞与引当金	119
その他	176
繰延税金資産小計	703
評価性引当額	△409
繰延税金資産合計	294
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,407
固定資産圧縮積立金	△307
その他	△151
繰延税金負債合計	△2,867
繰延税金負債の純額	△2,572

（関連当事者との取引）

子会社及び関連会社等

種　類	会社の名称等	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	三ツ星ベルト販売㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売	当社製品の販売（注）1	百万円 14,194	売掛金	百万円 7,077
				資金の預り（注）2	－	預り金	百万円 2,202
子会社	三ツ星ベルト技研㈱	所有 直接 100%	当社製品の仕入	当社製品の仕入（注）1	百万円 3,603	買掛金	百万円 2,129
				資金の預り（注）2	－	預り金	百万円 4,260

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社製品の販売及び仕入については、市場価格等を勘案して決定しております。

2．資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）によるものであります。
なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。

3．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額	1,652円76銭
２．１株当たり当期純利益	83円80銭

（注）2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益」を算定しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2019年５月13日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石田博信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2019年５月13日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石田博信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月14日

三ツ星ベルト株式会社　監査役会

常勤監査役　黒　野　正　治　㊞

監　査　役　奥　島　吉　雄　㊞

社外監査役　橋　本　正　幸　㊞

社外監査役　大久保　裕　晴　㊞

以　上

以上　原本と相違ありません。

2020年4月1日

神戸市長田区浜添通四丁目1番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長　垣内　一

